

# 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律案

## 検討規定

(検討)

附則第二条 国は、国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

出典) 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律案より抜粋

### (3) 解決金の支払

国は、長期間の訴訟対応の負担等を考慮し、30億円の解決金を、建設アスベスト訴訟全国弁護団会議に支払う。

### (4) 訴訟費用

令和3年5月17日以前に判決を受けている原告に対しては、国は各判決(上級審の判決がある場合には上級審によるものとする。)で判示されたところに従い訴訟費用を負担し、その余については、国は負担割合を5分の1として訴訟費用を負担する。

### (5) 債権債務関係

和解にあたって、原告らは、国に対するその余の請求を放棄し、原告らと国は、これらの間には、本基本合意書に沿った和解条項に定めるほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。ただし、(6)に定める症状が進展した場合の給付金は除く。

### (6) 症状が進展した場合の取り扱い

和解金の支給を受けた者が、症状の進展により3(1)アに記載する表の上位の病態等の区分に新たに該当することとなった場合において、第3に規定する未提訴の被害者に対する補償に係る制度における給付金の請求を行ったときには、国は、既に支払った和解金の価額の限度で、給付金の支払を免れる。

## 第3 令和3年5月17日時点で未提訴の被害者に対する補償

国は、1から4までの内容を踏まえ、与党における法案化作業に積極的に協力する。

- 1 令和3年5月17日時点で未提訴の被害者に対する補償に係る制度における給付金(仮称)の額は、第2の3(1)アに記載する表の額と同様とする。

また、給付金の支給を受けた者が、症状の進展により同表の上位の病態等の区分に新たに該当することとなった場合には、追加給付金として、支払済の給付金の額との差額を支払うものとする。

なお、同イ及びウに規定する減額要素がある場合についても同様とする。

- 2 同制度の対象は、第2の2(1)から(3)までと同様とする。なお、被害者の死亡に係る給付金の請求をすることができる遺族の範囲は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹とする。

- 3 同制度においては、第2の3(2)及び(3)の支払に相当する給付は行わない。

- 4 国は、同制度について、広く周知するものとする。

## 第4 繼続協議

国は、建設業に従事する者について、石綿被害を発生させないための対策、石綿関連疾患の治療・医療体制の確保、被害者に対する補償に関する事項について、建設アスベスト訴訟全国連絡会と継続的に協議を行う。

## 建設アスベスト訴訟の早期解決に向けて

令和3年5月17日  
与党建設アスベスト対策プロジェクトチーム

建設アスベスト訴訟について、令和3年5月17日の最高裁判決で、国の労働安全衛生法令の規制権限の不行使に関する国家賠償法上の責任が断ぜられた。この問題による被害者ご本人やご遺族の長期間にわたるお苦しみやご苦労、さらには、最愛のご家族を亡くされた深い悲しみは察するに余りある。

与党建設アスベスト対策プロジェクトチームは、これまで「建設アスベスト訴訟全国連絡会」からヒアリング等を行いながら検討を進めてきたところであり、お伺いしたその強い思いを踏まえ、建設アスベスト訴訟の早期解決のために、以下のとおり取りまとめる。

### 1 係属中の訴訟の統一和解

原告の皆様方の苦しみは、工場型でも建設型でも同じであるとの考え方にしてば、基準慰謝料額や国の責任割合について、工場型の和解基準と同様との考え方もあるが、一方で、建設アスベスト訴訟における既存の判決を見ると、基準慰謝料額は統一されておらず、また、国の責任割合は1／3とする判決が大半である。

こうした状況を踏まえ、国からの支払額については、遅延損害金の在り方なども含めて支払額全体の中で考慮すべきである。具体的には、病態に応じて、以下に示す和解金を支払うとともに、弁護士費用に加え、原告の皆様方の長期間の訴訟対応の負担等に応える「解決金」（仮称）の支払を行うこととする。

1	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のない者	550万円
2	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のある者	700万円
3	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のない者	800万円
4	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のある者	950万円
5	石綿肺管理4、中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水のある者	1,150万円
6	上記1及び3により死亡した者	1,200万円
7	上記2、4及び5により死亡した者	1,300万円

## 2 建設アスベスト給付金制度（仮称）の創設

建設アスベスト訴訟における未提訴の被害者に対し、その苦しみを慰謝するための給付金を支給するため、与党において、その具体化等のための法案化作業を進め、建設アスベスト給付金制度（仮称）を創設する。

### （1）支給スキーム

行政認定方式とする。

国（厚生労働省）に対し、所定の手続により給付金の請求を行い、審査・認定の上で、給付を行うものとする。

### （2）対象者

最高裁判決等をもとに設定する。

### （3）給付金額

給付金は、上記1の表に記載の病態に応じた金額とする（弁護士費用及び「解決金」は支払わない）。

## 3 その他

最高裁判決や確定した高裁判決は、建材メーカーの責任を明示していることから、建材メーカー等の動きを踏まえつつ、引き続き、本プロジェクトチームにおいて、建材メーカーの対応の在り方にについて、検討する。

このほか、建設業に従事する者の更なる被害の防止対策の徹底等についても、必要に応じ、引き続き本プロジェクトチームにおいて確認、検討を行う。

事務連絡

令和3年3月26日

関係団体 各位

経済産業省 製造産業局 生活製品課 住宅産業室

アスベスト含有建材の調査につきまして（協力依頼）

国と建材メーカーを提訴した建設アスベスト訴訟につきまして、これまで係属中でございました訴訟案件のうち、一部の事案において、司法判断が最高裁で確定したところでございます。政府としてもこれらの最高裁の決定については重く受け止めており、建設アスベストに係る問題が一日も早く解決することを希望しているところです。

こうした中、本件の早期解決に向けた「与党建設アスベスト対策プロジェクトチーム」や「建設アスベスト被害者救済へ！野党合同ヒアリング」が開催されており、被害者救済に向けた今後の検討材料に必要な建材の生産量（メーカー毎）及び建材毎のアスベスト使用量について報告するよう要請がございました。

今般、当該要請を受け、関係団体の皆様に、ご多忙中恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解のうえ、関連データのご提供に是非ともご協力ください。

つきましては、ご多忙中誠に恐縮ではございますが、令和3年5月10日（月）までに別添フォーマットにて以下、お問い合わせ先までご提出いただきますよう御願いいたします。

<本件に関するお問い合わせ>

経済産業省 製造産業局 生活製品課 住宅産業室

建材担当

電話：03-3501-1511（内線：3861）

### 調査送付先一覧 (順不同)

- ・キッチン・バス工業会
- ・ロックウール工業会
- ・押出発泡ポリスチレン工業会
- ・(一社) 日本防水材料協会
- ・日本金属サイディング工業会
- ・(一社) 全国木質セメント板工業会
- ・押出成形セメント板協会
- ・せんい強化セメント板協会
- ・(一社) 石膏ボード工業会
- ・インテリアフロア工業会
- ・(一社) 日本壁装協会
- ・(一社) 日本窯業外装材協会

アスベスト含有建材データベース (因縁者登録)  
12登録されました / 12回目

長妻昭議員事務所 梶様

令和3年5月26日  
経済産業省製造産業局  
生活製品課住宅産業室

平素より大変お世話になっております。

本日、ご依頼のありましたアスベストに関する関係工業会等に対するデータ提供依頼の件についてご報告させていただきます。

3月12日に開催されました「建設アスベスト被害者救済へ！野党合同ヒアリング」において、今後の検討に必要な建材の生産量（メーカー毎）及び建材毎のアスベスト使用量について報告するよう当省に対して要請がございました。いただいた要請を受け、3月26日付で、これらのデータを提供するよう、弊省から関係工業会等に対して依頼を行ったところでございますが、当省が依頼していたデータについては提供していただけませんでした。

関係工業会等12団体からの回答では、当該統計をとっていない、メーカー毎の内訳を保有していない、文書保存期間を超過しているため関連文書が存在していない、個社の了解が取れないため提供できないなどの理由でございました。